

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

希望郷いわて国体

『花のおもてなし隊員』を募集します

ハートフル・スポーツランド野球場で軟式野球競技が開催されることから、会場周辺を飾る花を育ててくれるボランティア『花のおもてなし隊員』を募集します。

なお、今年度は試験栽培のため会場への飾りつけは行わず、プランターは回収します。

【募集対象】 町内在住の個人や団体（町内会、PTA、子ども会、事業所など）ただし、配布場所へ直接受け取りに来られる方に限ります。

【募集個数】 プランターは全部で100個用意しています。1人（1団体）につき応募は何個でも可ですが、応募状況で配付個数の調整があります。

【花の種類】 ジニア、ベゴニア、マリーゴールドなど

【育成期間】 8月上旬～10月中旬

【配布場所】 ハートフル・スポーツランド（日時は別途連絡）

【申込締切】 7月27日（月）

【申込方法】 団体名、代表者名（個人の場合は本人の氏名）、住所、希望プランター数を明記のうえ、郵送かFAXで応募してください。応募用紙付のチラシが軽米町ホームページからダウンロードできますので活用してください。

【このページの記事の問い合わせ・申し込み先】
教育委員会事務局 生涯学習グループ
☎46-4744 FAX: 46-3050



軽米町生涯スポーツ啓発標語を募集します

国体の開催を記念し、町の生涯スポーツの啓発・スポーツイベントのPRを目的とした標語を募集します。

【募集内容】 ・町の生涯スポーツ啓発を目的とした標語
・特定の大会、競技だけでなくスポーツ全般の啓発につながる標語
・国体終了後も恒久的に使用することのできる標語

【応募資格】 ①小中学生の部：町内の小学生及び中学生
②一般の部：町内の一般の方（高校生以上）

【応募方法】 作品のほか、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業（学校名・学年）を書いて、郵送かFAXで応募ください。

【表彰】 小中学生の部、一般の部ともに最優秀賞1点 優秀賞数点
※入賞者には記念品を贈呈します。
※表彰の日程及び方法は、審査後に入賞者へ案内します。

【応募締切】 8月25日（火）

※郵送の場合も上記期間必着

【その他】 ・応募作品の著作権は主催者に帰属し、掲示物などによるPRに活用します。
・応募作品は返却できません。
・1人何点でも応募できますが、自作で未発表の作品に限ります。

閉校施設活用視察研修会のお知らせ

閉校校舎の有効活用に積極的に取り組んでいる事例を視察し、今後の施設活用を考えるための視察研修会を開催します。

【日時】 7月25日（土）9:00～16:30
町役場前集合

【視察先】 青森県八戸市や五戸町
（予定）青葉湖展望交流施設
（八戸市南郷・通称：山の楽校）
（予定）わっせ交流センター
（階上町・旧登切小学校）
（予定）キラキラベジタブル
（五戸町・旧南小学校）

【参加費】 1,000円程度を予定（昼食代・保険料）

【定員】 30名（中型バス）

【参加条件】 軽米町民で閉校校舎の活用に関心をお持ちの方

【申込期限】 7月21日（火）まで

※先着順とし、定員になり次第締め切ります。

※視察内容など、変更する場合があります。

平成27年度 成人式のお知らせ

平成27年度軽米町成人式を行います。該当する方（平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で軽米町在住者及び軽米町出身者で現在町外に在住している方）には、往復はがきで出席のご案内をします。案内が届かない場合には教育委員会事務局までご連絡ください。

○期日 8月15日（土）

○会場 軽米町農村環境改善センター（役場隣）

○日程 9:00～9:50 … 受付

10:00～11:00 … 式典

おめでとう
20
おめでとう
11:00～12:00 … アトラクション
（アトラクション終了後、記念撮影を行います）



2016 希望郷 **いわて国体**

第71回国民体育大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。

軽米町は、野球競技（一般）の会場地です。

国体開催まであと472日



平成27年度国民健康保険税のお知らせ

◎国民健康保険税の納付対象者

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方を対象に、病気やけがに備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支えあうための財源となるものです。

国民健康保険税は世帯ごとに課税され、世帯主が納税義務者になります。税額は世帯ごとに所得や人数、資産などに基き計算します。

世帯主が社会保険などに加入していても、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。この場合、世帯主の所得は保険税の算定には含まれませんが、軽減判定の算定には含まれます。

★途中加入などの場合には早めの手続き

世帯の中で異動（転入、転出、出産、死亡、社保加入など）があった場合には、月割りで再計算し納付書を発送しますので、お早めに役場町民生活課窓口で手続きを行ってください。

◆転入で国保加入した方については、転入前の市町村に所得照会するため、所得がわかるまで時間がかかることがあります。そのため所得割を除いて納付書が発送されることがあります。その場合は所得が確認できた翌月に、再計算し納付書を再度送付します。

◎軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合に、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得	軽減割合
33万円以下	7割
33万円 + (26万円 × 国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下	5割
33万円 + (47万円 × 国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下	2割

* 軽減世帯に該当する世帯については、当初課税時に軽減されていますので、申請する必要はありません。

* 平成27年度から2割、5割の軽減判定要件が緩和されました。

◎納期限等

期別	納期限日	期別	納期限日
第1期	平成27年 7月31日	第5期	11月30日
第2期	8月31日	第6期	12月25日
第3期	9月30日	第7期	平成28年 2月1日
第4期	11月2日	第8期	2月29日

※ 国民健康保険税の賦課期日は4月1日です。

※ 年度途中で加入された場合は、納付回数が異なります。

★特別徴収対象者の納付時期

対象となる方は、65歳～74歳だけの世帯の世帯主であり、年額18万円以上の年金受給者です。

偶数月の年6回の特別徴収（年金からの引き落としによる納付）となります。4・6・8月分については、年間の国民健康保険税が確定していないため、仮徴収という形で特別徴収します。

* 年金特別徴収の対象となる方でも、口座振替で納めていただくことができます。（申請手続きが必要です）

年度途中で異動などがある場合は、普通徴収に変更になります。

◎税額と税率

内 訳	医療 給付費	後期 支援金	介護 納付金
①所得割額 (前年の総所得－ 基礎控除額 33万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額 (固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額 (1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割額 (1世帯あたり) ※特定世帯は半額 特定継続世帯は4分の 3の額（介護を除く）	23,000円	6,500円	6,500円
小計 (①～④の合計)	医療分計 ⑤	支援分計 ⑥	介護分計 ⑦
限度額	52万円	17万円	16万円
合計⑧ (年間の保険税額)	⑤ + ⑥ + ⑦		

※ 【年間の保険税額(合計額⑧) ÷ 8回(納付回数) = 1回分の納付額】となります。ただし、年金特別徴収の場合は【年間の保険税額(合計額⑧) ÷ 6回(納付回数) = 1回分の納付額】となります。

※ 1,000円未満の端数処理のため第1期の納付額が多くなることがあります。

※ 年度内に後期高齢者医療に移行する方は、誕生月の前月までの期間で計算されています。

※ 平成27年度から医療給付費と後期支援金の課税限度額が各1万円、介護納付金の課税限度額が2万円引き上げられました。

◎後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

* 特定世帯

75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療に移行することにより国保加入者が1人となる世帯は、平等割が移行した月から5年間半額になります。（介護分を除きます）

* 特定継続世帯

特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、その後3年間平等割が4分の3の額となります。（介護分を除きます）

★ 世帯主の変更、加入者が2人以上となった場合などは特定世帯ではなくなります。

◎納付場所

- 新岩手農協本所・各支所
- 岩手銀行本店・各支店
- みちのく銀行本店・各支店
- 郵便局（口座振替のみ）
- 役場税務会計課

安心・確実・便利な口座振替を利用しましょう。

◎正しい申告をしましょう

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得を基に算定していますので正しい申告をしましょう。

申告をしないと、保険税の軽減が受けられないなど、加入者の不利益となることがあります。ただし、収入が公的年金だけの方は申告の必要はありません。

【問い合わせ先】税務会計課
課税グループ（☎46-4737）

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

(重要)

～医療費助成の更新のお知らせ～

乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証の更新について

現在、医療費助成を受けている方が使用している乳幼児・児童生徒・重度心身障害者・ひとり親家庭の各医療費受給者証（ピンク色の受給証）の有効期限は7月31日までとなっています。

8月1日以降も、引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要となります。

下記日程で更新手続きの受け付けを行いますので、忘れずに手続きをするようお願いします。

受付日時	受付会場
7月21日(火) 9:00～11:30	晴山出張所
7月21日(火) 13:00～17:00	役場隣 農村環境改善センター
7月22日(水) 9:00～11:30	小軽米出張所
7月22日(水) 13:00～17:00	役場隣 農村環境改善センター
7月23日(木) 9:00～17:00	役場隣 農村環境改善センター
7月24日(金) 9:00～19:00	役場隣 農村環境改善センター

★更新手続きに必要なもの

《下記のものをお持ちのうえお手続きください》

1. 印鑑・健康保険証（受給者の方）・医療費受給者証（ピンク色の受給証）
2. 医療費受給者証更新申請書（通知書に同封しています）
3. 重度心身障害者の方は、次のうちの該当するものも持参してください。
 - ① 身体障害者手帳（1級または2級）
 - ② 障害基礎年金証書（1級） ※手元にない方は振込通知書
 - ③ 特別児童扶養手当証書（1級）
 - ④ 療育手帳（A）
4. 所得証明書等を提出するよう通知のあった方は、平成27年度所得・課税・扶養証明書（平成26年中の所得状況）をお持ちください。

高齢受給者証が更新されます

70歳から74歳の国民健康保険加入者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の有効期限は7月31日です。

8月1日から有効の高齢受給者証は、7月31日までに郵送しますのでご確認ください。

高齢受給者証の自己負担割合は、前年（1月～12月）の所得をもとに判定されますので、所得に変動があった方は負担割合が変わる可能性があります。

【負担割合について】

平成26年度から国による見直しが行われ、平成26年4月以降、新たに70歳となる方（昭和19年4月2日以降生まれ）は、誕生月の翌月から2割となります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割のまま変わりません。

※一定の所得がある方は3割です。

※同じ世帯であっても、生年月日によって、2割と1割に分かれる場合があります。

有効期限の切れた受給者証は、細かく切るなどして処分するか、役場町民生活課窓口か晴山・小軽米出張所までお届けください。

『国民健康保険高齢受給者証』を交付されている方のうち住民税非課税世帯に属する方で国税の未納がない方は、医療機関窓口での一部負担金が軽減されます。

該当する方には『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、保険証、高齢受給者証、認印をお持ちのうえ町民生活課へ申請してください。

【このページの記事の問い合わせ先】
町民生活課町民生活グループ
(☎46-4734)

8月2日(日)は第33回 クリーンアップデーです! みんなで参加しましょう



8月2日(日)は、クリーンアップデー（町内一日一斉清掃の日）です。

みんなで協力し、快適で住みよい町にしましょう。

○クリーンアップデーは、毎年8月第1日曜日です。この日以外に清掃活動を行う地区では、区長さんなどから地区の計画をご確認のうえ、ご参加ください。

○地域内の道路の空き缶拾いや公共施設の清掃など、活動内容は、各地区の衛生組合や行政連絡区、子ども会育成会などからご確認ください。なお、事故には十分に気をつけましょう。

○地区活動を行わない場合でも、自宅の周りなどの清掃を行いましょう。

口腔ケアサロン（相談会）・家族介護者教室の開催について

町では、介護をしている方、興味・関心のある方や医療・介護・福祉関係者を対象に次の事業を行っています。
 どちらも分かりやすいお話ですので、お気軽にご参加ください。
 参加申し込みは、健康福祉課までご連絡ください。

【 口腔ケアサロン（相談会） 】

食えることは、生きる力を支えることであり、口の働きを保つことは、全身の健康につながる事が知られています。口の働きが低下すると、十分な栄養がとれず体力や免疫力が低下して、病気にかかりやすくなったり、飲み込む力が弱り誤嚥性肺炎など命に関わる病気の引き金にもなります。このようなことを予防するための勉強会を開催します。

<日 時> 7月15日（水）13:30～15:00

<会 場> 防災センター（向川原）

<内 容>

- ① お口のお悩み相談（お口が臭う、渴く、最近むせやすいなど）
- ② 口腔ケアの物品の紹介、使い方のポイント、アドバイス
- ③ 意見交流 「介護について語り合おう」

<参加申込>

在宅介護者・家族の方は申し込み不要ですので、直接会場にお越しください。

専門職の方は、電話またはFAXでお申し込みください。

【 家族介護者教室 】

「知って得する！おうちで受けられるサービス～医療編～」

薬の飲み忘れや管理の仕方など、薬のことで困っている方、高齢や病気などで歯科医院へ通うことができない方などが、家で安心して受けられるサービスをご紹介します。

<日 時> 7月21日（火）13:30～15:00

<会 場>

健康ふれあいセンター（軽米病院 言語集団療法室）

<内 容>

① 講話 「薬のことで困っていませんか？」

～薬剤師の在宅訪問の活動から～

講師 日本調剤軽米薬局 薬剤師 鈴木 健一郎 氏

② 講話 「お口環境づくりのお手伝い」

～訪問歯科診療の活動から～

講師 宮澤歯科医院 歯科医師 宮澤 絵美 氏

③ 意見交流 「介護について語り合おう」

<参加申込>

当日までに、電話またはFAXでお申し込みください。

【問い合わせ・申し込み先】健康福祉課・健康福祉グループ（☎46-4111）FAX：48-1061

交通安全ワンポイントアドバイス情報

6月17日、葛巻町内で道路を横断中の高齢の歩行者に、車が衝突する交通死亡事故が発生しました。

県内では、道路を横断中の歩行者が犠牲となる交通死亡事故が10件発生し、そのうち9件が高齢者となっています。

高齢者の皆さん、ココに注意！

【車に対する警戒心！】

- ・「自分は今まで事故にあったことが無い」という自信から、身体機能の低下や交通状況の変化に気づきにくくなっています。

【横断後半の左方からくる車に注意！】

- ・横断前の安全確認では右方からくる目の前の車に意識が集中しやすく、左方からの車への安全確認が不足しがちです。

【安全確認と行動開始は慌てずに！】

- ・動体視力や遠近の判断などが低下してくるため、安全確認と確認後の動き出しにはどうしても時間がかかるものです。焦らず安全を確かめましょう。

【背筋を伸ばして、前を見る！】

- ・身体機能の低下で前屈みの姿勢になると、視野が狭くなり、足元ばかりを見て歩いてしまいます。

ドライバーの皆さんは、高齢者に多く見られる行動を理解して交通事故を防止しましょう。

【問い合わせ・申し込み先】町民生活課
 町民生活グループ（☎46-4734）
 FAX：46-4242

高齢者の交通安全教室 （自転車・シニアカー）

県内で、高齢者の関わる事故が増加していることから、高齢者の交通事故防止を目的とした交通安全教室を開催します。

ご自分の運転技術や交通ルールを再確認し、交通事故防止に努めましょう。参加を希望する方は、町民生活課までご連絡ください。

【日 時】 7月14日（火）9:30～11:00ごろ

【場 所】 防災センター（向川原）

【対 象】 ○65歳以上の自転車利用の方
 ○シニアカー（電動車いす）利用の方

【申込期限】 7月13日（月）

※自転車、シニアカーは、各自お持ちください。

※雨天の場合は、センター内で安全運転に関する講義を行います。

1日行政相談を開催

■期日・場所：7月22日（水）軽米中央公民館

■受付時間：11:00～16:00

12:00～13:00までを除きます。

■相談員：行政相談委員 西山 武男さん

■相談内容：行政（国、県、市町村）や独立行政法人などの仕事・手続き、サービスなどについて要望や不満などをご相談ください。



【問い合わせ先】総務課
 総務グループ（☎46-2111）

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

空き家等実態調査の実施のお知らせ

町では、空き家などが増加している現状から、今後の空き家対策を検討していくために、現地調査を行います。

ご理解とご協力をお願いします。不明な点がございましたら役場総務課までお問い合わせください。

【調査時期】平成27年7月～平成28年2月頃まで

【時間帯】

日中のみ（夜間に現地調査を行うことはありません）

【調査概要】

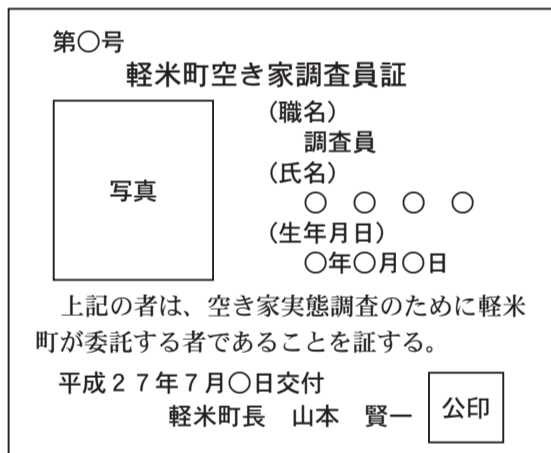
空き家の現地確認、所有者などへの聞き取りなど

※町で調査を委託している調査員は、「空き家実態調査員証」（名札）を必ず携帯しています。

※調査は、建物などの外観調査並びに聞き取り調査が主となりますので、所有者の承諾無しに建物の中に入ることは絶対ありません。

※不審と思われた場合などは、名札の提示を求めているかどうか、役場総務課までご連絡をください。

(調査員証)



職員の募集について

一般財団法人軽米教育施設運営会（以下、町学校給食センター）では、次のとおり職員の募集を行います。

職 種	事務員兼調理員	
採用人員	1名	
勤 務 先	町学校給食センター	
業務内容	町学校給食センターにおける一般事務及び調理業務	
条 件	給 料	一般財団法人給与規程による
	就業規則	一般財団法人就業規則による
	加入保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金など
採用月日	9月1日 採用	
受験資格	高等学校を卒業し、調理免許を取得している方	
申込方法	市販の履歴書(写真添付)、安定所(ハローワーク二戸)紹介状、資格証(調理師免許状)の写しを町学校給食センターへ提出してください	
申込期間	7月8日(水)から28日(火) 午前8時30分から午後4時30分まで(土曜・日曜・祝日を除く) ※郵送の場合も7月28日(火)午後4時30分必着	
試験方法	作文試験・面接試験	
試 験 日	8月3日(月) 午前9時	
会 場	軽米町学校給食センター	

【問い合わせ・申し込み先】一般財団法人
軽米教育施設運営会軽米町学校給食センター
〒028-6302 軽米町大字軽米9-51-1
(☎46-2057)

協働参画町づくり推進審議会の委員を募集します

町では、協働参画まちづくり推進審議会の委員を募集します。同審議会では、豊かで住みよい活力ある地域づくりのため、自治会や地域の団体が、自主的、主体的に取り組む事業に対する『協働参画地域づくりチャレンジ事業支援金』について、申請のあった事業内容を審議していただくとともに、快適で安心して暮らすことのできるまちづくりのためのご意見やご提言をいただきます。

詳しくは、下記をご覧ください。

【募集人員】若干名

【資 格】

協働参画のまちづくりの推進などに関心を持ち、審議会委員としての熱意をお持ちの方。

ただし、下記に該当する方は応募できません。

- (1) 平成27年4月1日現在で満18歳未満の方
- (2) 軽米町に住所を有しない方
- (3) 議会議員、教育委員、農業委員、選挙管理委員、監査委員及び常勤の町職員

【任 期】委嘱の日から2年間

【謝 礼】謝礼金をお支払いします。

【応募方法】

申込書に必要事項を記入し応募してください。(郵送可)

申込書は総務課企画グループへご請求ください。

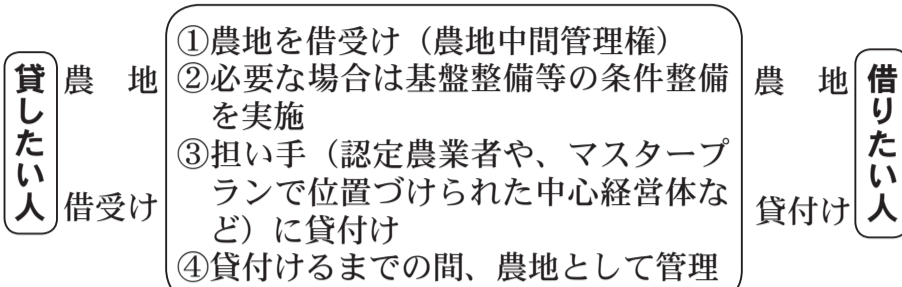
【募集締切】7月24日(金)

【問い合わせ・申し込み先】
〒028-6302
軽米町大字軽米10-85
軽米町役場 総務課・企画グループ
(☎46-2111) FAX: 46-2335

農地を「貸したい」「借りたい」方へ！

公益社団法人岩手県農業公社（農地中間管理機構）は、担い手への一層の農地集積・集約化を進めています。

岩手県農業公社（農地中間管理機構）



貸したい人

・農業経営規模の縮小やリタイアを考えている方。
※一定の条件を満たした場合、経営転換協力金、耕作者集積協力金などの支援があります。

借りたい人

・複数の農家所有者から機構が借入れた農地をまとまった形で借受けすることができるので、作業の効率化や生産性の向上を図ることができます。

公社ホームページをご覧になるか、産業振興課または農業委員会へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 岩手県農業公社（☎019-651-2181）
（ホームページ：<http://www.i-agri.or.jp/>）
- 産業振興課・農業委員会（☎46-4739）

7月15日は「農地の日」です

県の農業委員会系統組織は農地法が制定された7月15日を「農地の日」と設定しています。

農地は、農業経営における重要な生産基盤のものになっています。

農地は、わたしたちの食料を生産するうえでかけがえのないものです。

農地は、美しい景観形成や水源涵養など、農村と人々を支えています。

農地は、「いのち」を未来につなぐもととなります。

「農業委員会」は、この大切な農地を守る役割を果たしています。

テーマ図書展「麺&丼」

31日まで開催中です！！

暑くなってくると食欲がなくなりがち…そんな時でもつるつる食べられる麺料理、ひと品で主食と主菜を兼ねられる丼ものは強い味方ですね。うどんやパスタなどおいしいレシピの本、楽しい絵本などを展示・貸出しています。この機会に図書館へどうぞ。

7月

おはなしの会「図書館ひろば」

～みんなあつまれ～

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、手遊び、季節の折り紙遊びなどを行います。たくさんの参加をお待ちしています。

◇日時 7月25日（土）10:00～11:00

◇会場 軽米町立図書館となりの蔵

◇対象 幼児、小学校低学年

森林の伐採には届出が必要です

森林を適切に維持管理するために、伐採届出の提出が法律で定められており、森林を伐採する場合は市町村長へ届出しなければなりません。

実際に伐採を始める90日から30日前までに、産業振興課へ伐採届書を提出しましょう！

伐採者	届出者名
所有者本人	所有者
業者に依頼	所有者と業者の連名

【問い合わせ・届出先】産業振興課
農林振興グループ（☎46-4740）

住宅助成事業の紹介

《住宅リフォーム助成事業》

【交付対象者】町内に住所を有する方

【対象工事】

対象工事に要する経費が30万円以上の工事

【商品券交付額】

対象工事に要する経費の10%以内で10万円を限度

※一部対象外となる工事や、工事を分割することで対象となる場合があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

《木造住宅耐震診断事業》

【対象となる木造住宅】

軽米町内で昭和56年5月31日以前に着工され建てられた住宅であること

【募集期間】10月まで

【耐震診断の自己負担額】3,000円

《木造住宅耐震改修事業》

【対象となる木造住宅】

耐震診断を実施し、判定地が1.0未満と診断された住宅

【助成額】対象費用の2分の1以内で60万円を限度

【問い合わせ先】地域整備課（☎46-4741）

「科学の工作教室」参加者募集！！

LEDライトを使った光の万華鏡“オーロラ万華鏡”、暗い場所で光る“夜光プラバン”を作ります。田中館愛橋記念科学館（シビックセンター）で行っている実験工作の出張講座です。みんなと一緒に作ってみませんか？

◇日時 7月29日（水）10:30～11:30

◇会場 軽米町立図書館

◇対象 小学生

◇申込締切 7月24日（金）まで

◇材料費 （万華鏡）250円／（プラバン）100円
※どちらか1つを選んで作ります

【問い合わせ・申し込み先】町立図書館（☎46-4333）

広報かるまい **お知らせ版** その4

地域と行政のパイプ役！生涯学習推進担当職員を紹介します！（その1）

【行政区、町内会と生涯学習推進担当員の協働により地域の課題を解決しましょう】

生涯学習推進担当員は、地域の生涯学習推進員や行政連絡区長、町内会長、自治公民館長さんたちと連携協力して、生涯学習活動や地域活動の支援や調整を行うことを目的として、すべての地区に担当職員を配置しているものです。

生涯学習推進担当員を紹介しますので、地域活動などの際はお気軽にお声掛けください。

【問い合わせ先】
 教育委員会事務局
 生涯学習グループ
 (☎46-4744)

No.	地区割	担当職員						
1	観音林地区	◎山田 元	○小笠原 亨	福田浩司	工藤 薫	古舘寿徳	神久保恵蔵	小笠原信也
		長坂佐知子	内城良子	小林留美子	山仁江利子	古里結美	大内蔵由貴子	横島咲菜
		長井茉侑	苅敷山佳樹					
2	山内地区	◎平 俊彦	○戸田沢光彦	小林 浩	上村利広	山下善昭	加藤美紀	笹山泰嵩
		古舘孝子	山田里美	藤嶋百合子	滝沢暢子	小林真由美		
3	晴山地区	◎石川敦子	○小笠原隆人	大西 昇	紫葉優樹	紫葉千賀子	小野寺 悟	
4	高家地区	◎高田和己	○畑中幸夫	関向孝行	外川愛子	田代沙織	関向哲志	苅谷太基
		関向幹也						
5	上舘地区・仲軽米・山田	◎佐々木 久	○川原木純二	外山和寿	橋場光雄	長瀬設男	日山一則	竹澤泰司
		川崎彩香	工藤晃子	川崎弥生	橋本邦子	川原木祐子	菅原里枝	山田のぞみ
		日山菜穂実	瀧澤さやか	櫻場栄子				

※担当職員のうち、◎は班長、○は副班長

地域と行政のパイプ役！生涯学習推進担当職員を紹介します！（その2）

【行政区、町内会と生涯学習推進担当員の協働により地域の課題を解決しましょう】

生涯学習推進担当員は、地域の生涯学習推進員や行政連絡区長、町内会長、自治公民館長さんたちと連携協力して、生涯学習活動や地域活動の支援や調整を行うことを目的として、すべての地区に担当職員を配置しているものです。

生涯学習推進担当員を紹介しますので、地域活動などの際はお気軽にお声掛けください。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局
生涯学習グループ
(☎46-4744)

No.	地区割	担当職員					
6	萩田・蓮台野・門前・桜山行政区	◎日山 充	○佐藤暢芳	角田貴浩	坂本 修	外山 充	古舘義明
		小笠原達夫	中村由季	田中裕子	古川 唯	中野とき	
7	荒町・仲町・大町・元屋町・本町行政区	◎堀米豊樹	○工藤祥子	坂下浩志	山下博之	日脇邦昭	鶴飼義信
		千葉久司	川島幸徳	下谷地由美子	平船シズエ	増尾祐子	八幡美紀
		中里早苗					
8	上新町・君成田・新光団地・緑ヶ丘行政区	◎大清水一敬	○大川訓寿	寺地隆之	寺地亜紀子	内澤典子	大清水 恵
9	下新町・新大鳥行政区	◎福島貴浩	○輪達隆志	藤田直行	下斗米 敏	輪達ひろか	金田奈々
		中村利見					
10	向川原・長倉・駒木行政区	◎池田明広	○中村勇雄	戸草内和典	工藤 剛	藤田美枝子	藤原華香
		日山侑香					
11	円子地区	◎於本一則	○野中孝博	於本博之	小林夏樹	大村亮憲	野中恵美子
		福田丈幸	坂本麻衣子	野中翔平			
12	増子内地区	◎川島康夫	○小林千鶴子	松山 篤	杉浦謙二	橙澤順子	鎌戸和則
13	笹渡地区	◎鶴飼靖紀	○明岡 寿				
14	小軽米地区	◎中野武美	○新井田一徳	吉岡 靖	江刺家雅弘	吉岡芳幸	松浦近子
		新井田直子	小林 誠	小野寺史葉	吉田彩香	清藤文喜	江刺家 高
15	米田地区	◎梅木勝彦	○安藤京子	梅木久美子			
16	小玉川地区	◎小野寺繭子	○玉舘博一	日向安子	玉舘 透	山舘さくら	安藤美由紀

※担当職員のうち、◎は班長、○は副班長